

企画競争説明書

業務名称：カリブ地域漁民と行政の共同による沿岸水産資源の
保全管理強化プロジェクト

案件番号：19a00919

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年1月8日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年1月8日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：カリブ地域漁民と行政の共同による沿岸水産資源の保全管理強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2024年2月

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。

第Ⅰ／Ⅳ期：2020年3月 ～ 2020年11月

第Ⅱ／Ⅳ期：2021年2月 ～ 2021年11月

第Ⅲ／Ⅳ期：2022年2月 ～ 2022年11月

第Ⅳ／Ⅳ期：2023年2月 ～ 2024年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部契約第一課 佐藤 Sato.Kazuaki@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年1月15日（水） 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年1月20日（月）までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年1月31日（金） 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「**コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン**」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 一般業務費のうち、パイロット活動に直接かかる経費（それ以外の傭人費、車両関連費、賃料・借料、施設・機材保守管理費、消耗品費、旅費交通費、通信・運搬費、資料等作成費、水道光熱費、等は本見積りに計上してください。）
 - c) 機材費
 - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 (XCD1) = 40.549800 円
 - b) US\$ 1 = 109.485000 円
 - c) EUR 1 = 120.522000 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「**プロポーザル評価配点表**」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン**」の別添資料1「**プロポーザ**

ル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／漁民と行政による共同管理
 - b) 環境保全／資源増殖

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 48.00 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。

- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年2月14日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、

プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

- 2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：全世界／水産開発

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／漁民と行政による共同管理
- 環境保全／資源増殖

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／漁民と行政による共同管理）】

- a) 類似業務経験の分野：水産開発
- b) 対象国又は同類似地域：カリブ地域、大洋州地域などの島嶼国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 環境保全／資源増殖】

- a) 類似業務経験の分野：水産開発
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(38)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/漁民と行政による共同管理</u>	(33)	()
ア) 類似業務の経験	14	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4	
ウ) 語学力	6	
エ) 業務主任者等としての経験	6	
オ) その他学位、資格等	3	
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇計画</u>	()	()
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) 業務主任者等としての経験		
オ) その他学位、資格等		
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	5	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	
イ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力: 環境保全/資源増殖	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

1. 実施時期：2020年2月6日（木） 14：00～17：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） （未定）会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. 案件の背景

東カリブ小島嶼国では伝統的に漁業が盛んであり、沿岸（サンゴ礁）海域ではコンク貝、ロブスター、リーフフィッシュ等が、沖合海域ではカツオ・マグロ等の回遊魚が漁獲されている。現在でも観光業と農業に次ぐ就業率を占めており¹、地元住民の食料（動物たんぱく）としてだけでなく、魚介類を提供するレストラン、ホテルや観光客向けのスポーツフィッシング等の関連する経済活動も多い。

しかし現在、当国々の沿岸（サンゴ礁）では、過剰な漁獲・採取等による水産資源の減少が原因となり、生態系の劣化という問題に直面している。そこで、水産資源調査、海洋保護区（Marine Protected Area : MPA、以下、「MPA」という。）の管理、漁業の規制、違反取締、資源増殖活動等の資源保全管理対策が求められているが、小島嶼国の水産行政には人的及び資金的リソースが不足しており、その実施が困難な状況である。

これら島嶼国では、かかる制約を緩和する方策として、漁民が行政の役割を代替・補完する「漁民と行政による共同管理（コマネジメント）」と、国境を越えて回遊する水産資源を関係国が連携して管理する「域内協力」が有効と認識されている。JICAはこれまで、漁業管理の面において「コマネジメント」の優良事例を「域内協力」で形成すべく、「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト : CARIFICO²（2013年～2018年）」を実施してきた。これはカリブ共同体³（Caribbean Community : CARICOM）の水産部門であるカリブ地域漁業機構（Caribbean Regional Fisheries Mechanism : CRFM）と連携し、6カ国（セントビンセント、セントキッツ、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントルシア、グレナダ）を対象とした広域技術協力プロジェクトであり、沖合海域の浮魚礁⁴（FAD）漁業でコマネジメント（漁業規則、漁獲統計、漁業ライセンス）が実施可能かつ有効であることを実証した。上記に基づくコマネジメント推進に係る提言は2018年5月のCARICOM漁業大臣会合で採択されている。

そこで、沿岸（サンゴ礁）生態系の保全あたっては、同海域の漁業（潜水漁業、かご漁業）にこのコマネジメントアプローチを適用し、上記対策を推進していくことが求められている。また、我が国には沿岸海域において人と自然が共生しながら豊かで多様な生態系と自然環境を保全していく“里海⁵”という概念が存在するが、その共有も期待されている。

かかる状況を踏まえ、上記カリブ6カ国（セントビンセントが代表）は、沿岸（サンゴ礁）海域での水産資源の保全管理を強化するために、CARIFICOプロジェクトの成果及び知見であるコマネジメントアプローチ及び我が国の“里海”概念を活用した技術協力を我が国に要請した。

2. 案件の概要

(1) 案件名

カリブ地域漁民と行政の共同による沿岸水産資源の保全管理強化プロジェクト

(2) 上位目標

パイロット活動にて形成された沿岸水産資源の共同管理アプローチが対象国全域及びカリブ諸国に普及する。

¹ アンティグア・バーブーダ、セントキッツ、グレナダでは20%を超えている（CRFM STATISTICS AND INFORMATION REPORT FOR 2012）。

² Caribbean Fisheries Co-management Project

³ カリブ域内の14か国1地域が加盟し、域内の経済統合を目指すとともに、加盟国間の外交政策の調整、共通のサービス事業実施、社会的・文化的・技術的発展のための協力等を行っている。

⁴ 浮力体を付した人工物を海の表層または中層に設置して形成した人工魚礁

⁵ 人を排除して原生自然を保護する傾向のある欧米型の環境保全・資源管理に対して、人が密接に関わる環境保全・資源管理の概念

(3) 案件目標

パイロット活動を通じ、沿岸水産資源の共同管理アプローチの具体的な事例が各対象国で形成される。

(4) 期待される成果

成果1. コマネジメント推進のための行政の能力が強化される。

成果2. コマネジメント推進のための漁民組織が育成・強化される。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1.1 MPA/MMA管理に係るトレーニングを実施する。
- 1.2 データ収集及び管理システムを開発し、定期的にデータ収集を行う。
- 1.3 サンゴ礁の生態状況を調査する。
- 1.4 漁民組織による漁業管理計画の策定をフォローする。
- 1.5 漁民組織とともに人工魚礁を設計、生産及び設置する。
- 1.6 漁民がポストハーベストハンドリング手法を開発するのを支援する。
- 1.7 漁民が高付加価値製品の商品を開発するのを支援する。
- 1.8 漁師がマーケティング戦略を開発するのを支援する。
- 1.9 年2回プロジェクトの進捗状況をモニタリングする。
- 1.10 ウェブサイトやニュースレターを通じプロジェクトの広報活動を行う。
- 1.11 優良事例を書類としてまとめ普及する。
- 1.12 セミナーを通じ他カリブ諸国にプロジェクト活動の情報を共有する。

【成果2に係る活動】

- 2.1 MPA/MMA管理組織を強化する。
- 2.2 漁民にMAP/MMA管理に係るトレーニングを実施する。
- 2.3 漁業管理計画を策定する。
- 2.4 行政とともに人工魚礁を設計、生産及び設置する。
- 2.5 ポストハーベストハンドリング手法を開発する。
- 2.6 高付加価値製品の商品を開発する。
- 2.7 マーケティング戦略を開発する。
- 2.8 年2回プロジェクトの進捗状況をモニタリングする。

(6) 対象地域

セントビンセント、セントキッツ、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントルシア、グレナダの沿岸（サンゴ礁）海域

(7) 関係官庁・機関

実施機関：対象国6カ国の関係省庁傘下の水産局

協力機関：カリブ地域漁業機構（Caribbean Regional Fisheries Mechanism : CRFM）

(8) 協力期間

2020年3月～2024年2月（専門家派遣開始日から4年間）

3. 業務の目的

本業務は、東カリブ小島嶼国6カ国において、我が国の日本の漁協主導の管理（コマネジメント）の知見や“里海”概念を活用し、水産セクターの行政能力や漁民組織を強化・育成することにより、沿岸生態系の保全に係る沿岸水産資源のコマネジメントの具体的事例の形成を図る。

4. 業務の範囲

- (1) 本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。
- (2) また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的が対象国の関係者の能

力向上であることに留意し、「5. 実施方針および留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 漁民と行政の共同による管理（コマネジメント）

本プロジェクトは沿岸生態系の保全と水産資源の持続的利用を日本の漁協主導の管理（コマネジメント）の知見を活用して促進するものであり、JICA水産協力の主要な協力分野に位置付けられている。同分野における我が国のこれまでの協力事例の経験も参考に、日本の経験を活用した当該地域における沿岸生態系の保全と水産資源の持続的利用の方策についてプロポーザルにて提案すること。なお、2013年～2018年に実施した「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト」で形成した優良事例については、配布資料を参考にすること。

(2) 我が国の“里海”概念の共有

本プロジェクトは、MPA管理に日本発の環境保全・資源管理概念であり、人を排除して原生自然を保護する傾向のある欧米型の環境保全・資源管理に対して、人が密接に関わる環境保全・資源管理の概念である“里海”概念を導入する。

(3) CRFMとの連携による6カ国を対象とする広域協力

本案件は対象6カ国それぞれの2国間協力を束ねたものであり、各対象国固有のPDMに基づく成果と広域協力による相乗効果の両方をバランスよく発現させることが求められている。そのため、6カ国全体での意見の調整や成果の共有、水産大臣会合などCARICOMやCRFMが開催する会議を活用した協議などの面でCRFMとの協力を図る。他に対象6カ国での一体的な取り組みや相乗効果を促進させる方策についてプロポーザルにて提案すること。

(4) パイロット活動の設計

各対象国においては、パイロットサイトを1カ所、一つ又は複数のコミュニティを含む一定の地域を特定し、「2. 案件の概要」「(5) 活動」に記載される活動項目に準じてパイロット活動を実施する。

コンサルタントは、詳細計画策定調査時に各対象国から提案された暫定案（別紙参照）をベースとし、JICAがこれまで各地域（セネガル、チュニジア、バヌアツ等）で実施した類似案件を参考に、上記（1）で提案した方策の事例を具体化するための各対象国のパイロット活動をPDMの形式でプロポーザルにて提案すること。なお、提案においては各国におけるパイロットサイトは別紙に記載する地区とし、活動項目は、原則、全項目を含むものとし、必要な業務量を見積るものとする。（第4 業務実施上の条件 2. (1) 業務量の目途は同前提に基づく）

但し、各国の実情に鑑み、全項目を網羅するよりも限定した項目に業務を集約することにより、効率・効果的なパイロット活動の実施が可能、あるいは項目により実施が困難と予想され、一部項目を削除すべきと判断する等場合には、関連情報・理由等を説明の上、改善あるいはより現実的な活動案のPDMをあわせて提案することも可能とする。

なお、各国のパイロット活動の詳細（項目、PDM等）は、上記提案をベースに、プロジェクト開始後、対象国との協議を踏まえて、契約金額の範囲内でJICAと協議の上で確定するものとする。

(5) MPA/MMA管理と生計向上

上記パイロット活動では、MPA/MMA管理を実施する組織を強化するため、上記活動項目に含まれる水産加工流通関連の活動（ポストハーベストハンドリング手法、高付加価値製品、マーケティング戦略などの開発）以外の住民の代替生計手段の開発も積極的に提案すること。また、水産加工流通関連の活動を提案する場合、行政や漁民組織の能力向上に留まらず、実際に商品の市場販売までを試し、バリューチェーンの構築までを念頭においた提案を行うこと。但し、パイロット活動の提案にあたっては、代替生計手段の

開発がプロジェクトの目的とならないよう留意すること。

(6) ジェンダー配慮

漁業においては、特に水産物加工・流通などにおいて女性が担う役割は大きい。本プロジェクトでは、ジェンダーの視点についても十分配慮して沿岸資源管理において重要なステークホルダーとなる女性を対象とした活動も検討し、支援の結果が男女格差を助長することにつながらないように留意する。

(7) 環境社会配慮の重視

本プロジェクトの中で試行するパイロット活動は、プロジェクト期間中のみならずプロジェクト終了後も環境・社会に悪影響を与えない内容とするよう留意する。

(8) 成果の定量的評価

本プロジェクトの方策（アプローチ）である漁民組織強化とコマネジメントの生態系保全・水産資源管理に対する有効性について（可能であれば定量的な）評価を実施する。その具体的な方法（ベースライン／エンドラインサーベイ、分析手法）についてプロポーザルにて提案すること。

(9) 広域ワークショップ及びセミナーの開催

各国の水産局は各年次1回、広域ワークショップを開催し、カウンターパートや関係者は、同ワークショップに出席して、それぞれの国におけるパイロット活動の計画や内容、開始後は状況や成果、教訓などを発表し、協議を通じて事例や経験の共有を図る。また、ワークショップの内容と成果の広報を行う。なお、同ワークショップの開催に係る各種調整や手配とそれに伴う諸手続きは、以下「(10) ローカルコンサルタント」の項にて述べる通り、JICAセントルシア事務所が別途、業務委託を行うローカルコンサルタントが実施するため、コンサルタントは、各国水産局のカウンターパートや会計者の出席、発表、協議に対して技術面で側面支援を行う。なお、第1期は、「キックオフワークショップ」、第4期は「成果発表及びプロジェクト活動の情報共有のための広域セミナー」とする。

(10) 他機関との連携及び既存の知見の活用

同地域では各対象国政府によるものや他ドナー、NGO団体などによって実施されるMPA/MMA管理の関連案件が多数存在しており、これらの案件と連携したり知見を活用することで案件の効率性及び効果を高めることができる。そこで、JICAが実施した「カリブ地域における行政と漁民の共同によるの漁業管理プロジェクト」を含め同地域で実施された関連案件から活用できる知見、また、実施中の関連案件との連携方法についてプロポーザルにて提案すること。

(11) ローカルコンサルタントの活用

本プロジェクトでは、各国において、カウンターパートが実施するパイロット活動の推進や各種調整を行うの現地業務調整員の雇用と、広域ワークショップ・セミナー開催に係る業務支援（各国水産局との各種調整や航空券、車両、会場等の手配とそれに基づく諸手続き、ワークショップのプログラムの作成、当日の会場設営、資料印刷・配布、司会進行、等）については、JICAが別途、ローカルコンサルタントに業務委託を行う。従って、これらの経費については見積りに計上しないこと。本契約の受注者は同委託業務を行うローカルコンサルタントと密接に協力し、業務の効果や効率を向上させることが求められる。

6. 業務の内容

プロジェクト活動は相手国側が主体的に実施することが基本である。従って、以下に示す業務のうち、プロジェクト活動に関する業務は、カウンターパートが中心的に実施する活動であり、業務従事者の業務は技術移転や助言などを通じてこれら活動を支援するものとする（なお、以下の業務の内容の表記のうち、会議の開催やレポートの作成に関し、カウンターパート側が実施するものについては、コンサルタントが行うものと区別するため、「支援する」旨を明記する。ま

た、上記2. (5)の「活動の概要」の表記に倣い、カウンターパート並びにカウンターパート機関が漁民や漁民組織などの活動（パイロット活動など）を支援する活動については、併せて「支援する」旨を明記する。

本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、作業工程をプロポーザルにて提案すること。なお、業務開始後にカウンターパートの能力向上の度合いや全体の活動の進捗状況を確認しつつ、JICAとの協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直すことも可とする。

【実施期間全体】

(1) ワーク・プランの作成・協議

本プロジェクト開始時に、詳細計画策定結果（詳細計画策定調査報告書を参照）等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握した上で、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（原案）（英文）に取りまとめる。

同プラン（原案）を基に、相手国側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。上記意見交換と、以下に示す各業務の「現状と課題の確認」作業を踏まえた上で、その修正版を作成し、相手国側関係者と協議、意見交換した上で、合意する。

なお、第2期及び第3期の開始時やパイロット活動の決定や活動内容の変更があった際には随時、内容の見直しを行い、更新した上で相手国側関係者と協議、合意を行う。

(2) 合同調整員会（JCC）の実施

毎年次定期的に1回、JCCをカウンターパートと開催し、業務計画（ワークプラン等）についての協議や成果の確認などを行った上で合意する。なお、JCCは各対象国毎にR/Dに基づき実施する。

(3) モニタリングシートとプロジェクト業務進捗報告書の作成

JICAが指定するフォーマットによるモニタリングシートを実施機関とともに作成・合意し、6カ月毎にJICAに提出する。

また、毎年11月を目途に活動の進捗について、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめ、JICAに提出する。

(4) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの終了時には、第1期からの活動状況や最終的な成果について、業務完了報告書として取りまとめる。

(5) JICAとの協議・報告

各現地業務開始時や帰国時にそれぞれJICA本部及びセントルシア事務所に立ち寄り、業務計画や活動の進捗、成果等について説明・報告及び協議を行う。

【第1期：2020年3月～2020年11月】

<国内準備期間>

(1) 既存資料収集による状況分析

JICA提供資料を含む当国水産セクターの上位計画・政策・政策実施計画や過去のJICA等の報告書、他ドナー等関係機関作成資料等、既存の関連資料、情報、データ等を整理、分析、検討し、セクターの課題や教訓を把握するとともに、詳細な業務内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

(2) ワークプランに係る検討会議

ワークプラン(案)の作成後、JICAが開催するワークプラン検討会議に出席し、同案の内容について説明・協議を行った後、内容の修正を行う。

<現地活動期間>

(1) MPA/MMA管理の現状と課題の確認

サンゴ礁の状況、MPA/MMAの設置と管理及び活動の状況、漁民／住民等関係者の意識等について、現状の確認と課題の分析を行う。また、これらの項目について、案件の効果の評価のためのベースラインサーベイを行う。

(2) パイロット活動の形成

詳細策定計画調査及び上記で得られた情報に基づき、パイロット活動の内容について、相手国政府と検討し、合意する。

(3) 調査レポート（英文）の作成

MPA/MMA管理の現状及び課題の分析結果とパイロット活動の内容について、JCC及び広域キックオフ会議における発表用のレポートの作成を支援する。

(4) 広域キックオフワークショップの開催に対する支援

各国水産局が共催する広域キックオフワークショップの開催を支援し、各国のMPA/MMA管理の現状及び課題とパイロット活動の内容について共有する。また、ワークショップの内容と成果の広報を行う。

(5) パイロットサイトの確定

詳細計画策定調査時に各対象国から提案された候補地をベースに、上記（2）で決定したパイロット活動を実施するために適したサイトを見直し、現地のコミュニティの社会・経済状況やMPA/MMA管理の現状などを調査した上で最終的に確定する。

(6) パイロット活動の詳細計画の作成

カウンターパートとともに選定されたサイトにおけるパイロット活動の詳細な活動計画を作成する。作成にあたっては、まず試行する仮説をたて、それを実証するための具体的な方策を検討する。その上で実証のねらいを明確にし、目標とする指標を設定する。その上でパイロット活動を成功させるための具体的な技術や仕組み、活動内容、必要となる資機材や経費を検討し、PDMの形式で実施計画案を作成する。

(7) パイロットサイトにおけるステークホルダー会議の開催

選定されたサイトにおけるコミュニティーリーダーやメンバー、漁民組織や観光施設など、地元関係者全員を対象にステークホルダー会議の開催を支援し、パイロット活動の詳細計画案について説明し、コメントを聴取する。

【第2期：2021年2月～2021年11月】

(1) 参加者分析及び管理組織の設立、実施体制の確立

カウンターパートを通じて、選定されたサイトにおける関係者について、相互の関係や立場／役割、利害、実施能力、メンバーなどを詳細に分析した上で地元関係者によるMPA/MMAの管理組織や漁民組織などパイロット活動を実施するための実施体制の確立を支援する。また、水産局や他の関係する行政機関、漁民組織、コミュニティ・リーダーなどによる関係委員会の設置などを促進し、実施体制を確立する。

(2) 管理計画等の作成

カウンターパートを通じて、地元漁業組合による持続的な水産資源管理(管理のための法制度づくり、ゾーニング、共同管理の制度づくり、漁民組織による運営)や保護区の指定を目指した取り組み、人工漁礁などの設置計画などの計画策定を支援する。

(3) 参加者に対する組織運営管理研修の実施

本パイロット活動実施においては、カウンターパートが中心となり、(1)で組織した管理組織や関係委員会のメンバーなどに対して、パイロット活動のねらいや目的を伝えた上で、パイロット活動を実施していくための組織運営管理についてのトレーニング/研修等を行い、

同活動を実施していく上での指導者として能力強化を行う。

(4) パイロット活動の開始

第1期(6)で作成された詳細計画(PDM)に基づき、各対象国のカウンターパートによりパイロット活動の開始及び実施を支援する。

(5) パイロット活動にかかる事例研究(ケーススタディ)レポート(英文)の作成

パイロット活動の進捗について、各国のカウンターパートによる域内ワークショップ発表用のレポートの作成を支援する。

(6) 広域ワークショップの開催

各国水産局が共催する域内ワークショップの開催を支援し、各国のパイロット活動の進捗について共有する。また、ワークショップの内容と成果の広報を行う。

(7) データ収集及び管理システムの開発

パイロット活動の詳細計画等で掲げた指標や活動に関わる各種データ(漁獲量、資源量、その他ベースラインサーベイで収集したデータなど)の収集を継続するとともに、同データの管理システムを開発する。

【第3期：2022年2月～2022年11月】

(1) パイロット活動の実施

第2期に継続し、カウンターパートによりパイロット活動の実施を支援する。

MPA/MMA管理については、管理状況のモニタリングやモニタリング結果の関係委員会での共有と管理計画の更新を支援するとともに、組織運営管理の研修を繰り返し実施する。

水産加工流通関連の活動(ポストハーベストハンドリング手法、高付加価値製品、マーケティング戦略などの開発)については、詳細に市場調査を実施し、開発する水産加工品や高付加価値製品の検討や販売先の特定、販売戦略の策定を支援する。

(2) データ収集

第2期に継続して定期的にデータ収集を行う。

(3) 広域ワークショップの開催

各国水産局が共催する域内ワークショップの開催を支援し、各国のパイロット活動の進捗について共有する。また、ワークショップの内容と成果の広報を行う。

(4) プロジェクトの広報

ウェブサイトの開設やニュースレターの定期的な発行を通じ、パイロット活動に関する情報を発信する。また、CRFMのウェブページに情報を提供し掲載させる。

【第4期：2023年2月～2024年2月】

(1) パイロット活動の実施

第2期に継続し、カウンターパートによりパイロット活動の実施を支援する。MPA/MMA管理については、第二年度の活動を継続する。水産加工流通関連の活動については、実際の市場への販売の試行とその結果の分析、商品開発へのフィードバックなどを支援する。また、代替生計手段の開発についても市場分析や商品開発などを支援する。

(2) パイロット活動の評価

第一期で実施したベースラインサーベイに基づき、エンドラインサーベイを行い、協力の成果について(可能であれば定量的に)評価を行う。

(3) 活動結果の評価・分析及び成功事例の抽出、適用可能性・改善策の検討

パイロット活動終了時に、個々の活動の結果を事前に設定した指標をもとに確認し、成果について評価するとともに、その成功・失敗要因や効果を詳細に分析する。その結果、成功し

たと判断される事例を抽出し、同事例をもとに他地域への適用可能性や全国展開の可能性、改善すべき事項、教訓などを分析する。

- (4) パイロット活動にかかる事例研究（ケーススタディ）レポート（英文）の作成
 上記（2）及び（3）の結果を取りまとめ、パイロット活動の成果に関する広域成果発表ワークショップ用のレポートの作成を支援する。
- (5) 成果発表及びプロジェクト活動の情報共有のための広域セミナーの開催
 各国水産局の共催による成果発表及びプロジェクト活動の情報共有のための地域セミナーの開催を支援し、各国のパイロット活動の成果と協力の評価について、対象6カ国間に加えて、他のカリブ諸国の関係者も招へいして共有する。また、会議の内容と成果の広報を行う。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

	レポート名	提出時期	部数
通期	モニタリングシート	プロジェクト開始から半年ごと	英文：1部
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から約1カ月後	和文：3部 英文：5部
	プロジェクト業務進捗報告書①	2020年11月15日	和文：5部 英文：5部 CD-R：3枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から約1カ月	和文：3部 英文：5部
	プロジェクト業務進捗報告書②	2021年11月上旬	和文：5部 英文：5部 CD-R：3枚
第3期	業務計画書（第3期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第3期）	業務開始から約1カ月	和文：3部 英文：5部
	プロジェクト業務進捗報告書③	2022年11月上旬	和文：5部 英文：5部 CD-R：3枚
第4期	業務計画書（第4期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第4期）	業務開始から約1カ月	和文：3部 英文：5部
	プロジェクト業務完了報告書	契約終了時 なお、ドラフトを3カ月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：5部 英文：5部 CD-R：3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とす

る。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）はJICAとコンサルタントで協議、確認する。

（２）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を業務完了報告書に添付して提出することとする。

ア 広域ワークショップ用レポート

イ 協力の有効性の評価（ベース／エンドラインサーベイの結果分析）

（３）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ 業務フローチャート

別紙

詳細計画策定調査時に各対象国から提案されたパイロット活動の暫定案

国名	対象サイト(保護区)	保護区の現状	水産局が希望する活動
ANU	Cades Bay Marine Reserve (マングローブ林と湿地を含む)は	保護区に指定済みで、ゾーニング、共同管理の制度づくり・管理運営等を進める予定	<ul style="list-style-type: none"> ・かご漁業と潜水漁業によるリーフフィッシュやコンクガイの資源管理の仕組みづくり ・高付加価値製品の商品開発
DOM	Cabrits National Park あるいは Soufriere / Scottshead Marine Reserve の沿岸エリアを対象	どちらも管理団体が設立され、現在管理計画作り中で、ゾーニング、共同管理の制度づくり・管理運営等を進める予定	<ul style="list-style-type: none"> ・かご漁の改良 ・サンゴ礁の保全・再生 ・ソデイカ漁のマーケティング支援による生計手段の多様化 ・沿岸資源への漁業による負荷軽減 ・混獲防止 ・ゴーストフィッシング対策
GND	Isle De Rhonde 及び離島部のロンデ島周辺のMMA	地元漁業組合による持続的な水産資源管理(法制度づくり、ゾーニング、漁民組織による運営)など	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低い小型定置網や地引き網の共同管理及び漁業ルールの策定 ・漁獲物処理方法の改善
SKN	Dippe Bay	沿岸保護区の指定はある。管理のための法制度づくり、ゾーニングなど今後の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低いかご漁業の普及 ・低利用水産資源の振興による沿岸資源の負荷軽減 ・混獲防止 ・ゴーストフィッシング対策
SLU	Laborie あるいは Soufriere	保護区の指定、管理団体の設立など制度もある。漁民による資源管理の実効性を高める取り組みが今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・かご漁業によるロブスター、リーフフィッシュ等の資源管理の仕組みづくり ・リーフの保全・再生 ・MMAによる資源管理の効果の検証 ・バリューチェーンの構築 ・サンゴ礁保全
SVG	South Coast Marine Conservation Area (SCMCA)	沿岸保護区の指定はあるものの資源管理に係るゾーニング等のルールはない。既存の国の法的規則をもとにローカルルールを設定する必要あり。	<ul style="list-style-type: none"> ・かご漁業によるロブスター、リーフフィッシュ、コンクガイ、タコなどの資源管理の仕組みづくり ・漁業ルールの策定 ・マーケティング戦略の開発

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2020年3月中旬から2024年2月中旬の期間にて業務を実施する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体）約65M/M（現地活動 57M/M、国内作業：8M/M）

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 業務主任者/漁民と行政による共同管理（2号）
- イ 環境保全/資源増殖（3号）
- ウ 生計向上
- エ 水産統計
- オ 漁民組織

3. 対象国の便宜供与

- （1）カウンターパートの配置
- （2）事務所スペースの提供

4. 配布資料

- ・本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書
- ・SATOUMI地域ワークショップ（JICAとCRFMとの共催により2019年3月8日にセントルシアで開催）報告書（Report of the CRFM-JICA Regional SATOUMI Workshop）
- ・カリブ地域漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト終了時評価調査報告書（2017年12月）
- ・カリブ地域漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクトで作成された優良事例集「Facilitating Co-managed Fisheries in the Caribbean Region: Good Practices and Guidance from the CARIFICO Experience」
JICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム奥田職員（Okuda.Hisakatsu@jica.go.jp）への照会を通じて配布可能です。

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、サンゴ礁の状況、MPA/MMAの設置と管理及び活動の状況、漁民／住民等関係者の意識等の確認やベースラインサーベイなど、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

7. 招聘・研修の実施

本プロジェクトでは、カウンターパートの本邦研修を想定している（毎年度各対象国から1名

(計6名)程度)が、課題別研修への参加を想定しており、プロポーザルでの提案に含める必要はない。

8. セミナー、ワークショップの開催

「5. 実施方針及び留意事項」に基づき、「6. 業務の内容」を実施するために、必要があれば業務の内容に追加してセミナーやワークショップの開催をプロポーザルにて提案すること。特に現地コミュニティにおける活動にあたっては、可能な範囲で住民参加型ワークショップの手法を積極的に活用すること。なお、カウンターパートを対象としたものを除いては、カウンターパートが主体的に開催することとし、開催時期、方法等の詳細については、先方との協議を通じて決定すること。また、可能であれば、他ドナーとの共同開催を検討する。

9. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地業務期間中は安全管理に十分留意し、JICA安全対策措置の渡航措置・行動規範にそって活動する。対象6カ国の治安状況については、JICAセントルシア事務所と在トリニダード・トバゴ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

10. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年11月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上